

規約改訂の補足資料。

《改訂、追記の理由を以下に記載しました》

- 第 8 条 3 = 今までも同条件で対応しておりましたが、曖昧箇所を明確に記載しました。
4 = レッスンプロの方の技術向上及びトーナメントプロへの移籍も視野に入れて追記しました。
- 第 10 条 3 = 今までも同条件で対応しておりましたが、明確に記載しました。
- 第 11 条 6 = 今までも同条件で対応しておりましたが、明確に記載しました。
- 第 13 条 1 (5) = NBA 参加団体として他のビリヤード団体含め、それに該当する組織を正会員が自ら立ち上げる事は、NBA、JPBA 及びビリヤード業界にとって不利益になる為、記載しました。
(6) = (5) に付随する事項として、他団体との重複登録を禁止する為に記載しました。
2 = 今までも同条件で対応しておりましたが、明確に記載しました。
3 = 今までも同条件で対応しておりましたが、明確に記載しました。
- 第 14 条 ※ = JPBA の正会員として、メディアなどに露出する場合は、ワッペンを着用して頂くように記載しました。
- 第 16 条 3 = 以前より退会者の中に返納しない方が居て、先日はサイトでワッペンが販売されていた事もあり、返納できない場合は誓約書を記載して頂く事になりました。
- 第 20 条 ※ = 今までも同条件で対応しておりましたが、曖昧箇所を明確にし、NBA にも協力を仰ぐことにしました。
- 第 25 条 3 = 管理体制を強化する為に、本部経理会計担当者の任期を明確に決めました。
- 第 30 条 = 今までも同条件で対応しておりましたが、明確に記載しました。
- 第 43 条 2 = 今までも同条件で対応しておりましたが、曖昧箇所を明確に記載しました。

以上